

## 壇上報告 1-3

天畠 大輔 日本学術振興会特別研究員 PD,中央大学

#報告題目 「発話困難な重度身体障がい者」における合理的配慮——「事業体モデル」の提案

#報告キーワード 合理的配慮 発話困難な重度身体障がい者 事業体モデル

#報告要旨

<U><B>「発話困難な重度身体障がい者」における合理的配慮</B>とはいかなるものか。通訳者による<B>“お膳立て”</B>されたアウトプットは、当事者の本質的な能力を脅かす、行き過ぎた支援だろうか。</U>

論者は14歳の時に低酸素脳症によって、四肢マヒ・言語障がい・視覚障がいに陥り、発話はほとんど不可能となった。現在は「あ、か、さ、た、な話法」を用いて意思を伝えている。この話法は、通訳者が読み上げる五十音図の中で論者がサインを送り、一文字ずつ確定する流れである。論者は介助者に身体介助技術と「あ、か、さ、た、な話法」の習得を求め、習得できた介助者を通訳者と呼ぶ。現在論者の通訳者は約20名で、そのうち論者の生業である研究に関わる通訳者は5名で、論者の研究テーマに関わる共有知識を蓄積しながら、協働作業による研究活動を行なっている。論者の経験によると、通訳者を介する自己決定では本質的な能力が水増しされていくことへの葛藤が付きまとう。たとえば、入試などで多く用いられる選択式問題なら自らの本質的な能力を証明することができる。しかし、学術論文の執筆となると通訳者による思考の先読みなどの“お膳立て”が発生し、誰の能力によって生産された成果なのか、誰に評価が帰属するのかという寄与分・帰属問題がせり出してしまう。

星加良治は、教育や就労において、公正な能力を評価するためには条件標準化原理に基づく合理的配慮がなされるべきであるが、それは「本質的な能力」の評価を歪めるものであってはならないと述べている（星加ほか 2016）。

これに対して論者は、合理的配慮の条件標準化原理と論者の求める介助スタイルは相反すると考えている。合理的配慮の考え方に即してみれば、論者の介助スタイルは本質的な能力を不当に水増ししていると受け取られかねず、論者の能力を公正に評価するものとし

ては認められないかもしれない。しかし、それでは論者のような本質的な能力に介助者が介入する障がい者は、能力を評価される機会すら与えられない。その結果、能力主義社会から取りこぼされてしまう。ここでいう能力主義社会については、堀正嗣や夏目尚は、教育や就労の面で本質的な能力を有しないと社会からみなされる障がい者が、これまで以上に厳しく排除されることになることになると危惧している（堀 2018,夏目 2012）。

<U>本論では、「発話困難な重度身体障がい者」における新たな合理的配慮のあり方を検討することを目的とする。</U>調査は、論者の論文執筆時の通訳現場に参入し、論者と通訳者間の専門的なコミュニケーションの様相をフィールドノートに記述した。また、複数の通訳者との Skype でのミーティングの様子を録音し、文字起こしを行った。特に、論者と通訳者が協働で物事の決定を行う過程を捉える<B>「多己決定」</B>を観点として考察した。<B>「多己決定」</B>する自己決定とは、「発話困難な重度身体障がい者」が、通訳者という特定の他者に依存しながら、障がい当事者の思考を通訳者との協働によってブラッシュアップしていく営みと定義する。なお調査実施の際は、倫理的配慮から事前に説明を行ったうえで、データを匿名化した。

成果物に支払われる対価が個人に還元される限り、「発話困難な重度身体障がい者」は本質的な能力を問われ続けてしまう。しかし、<B>「多己決定」</B>のようなグループでの思考が社会的に認知されれば、帰属先は個人ではなくそのグループ、つまり成果物を生産する事業体となる。すなわち、当事者は通訳者という特定の他者に依存してはいるが、成果物の帰属先を事業体への貢献として再設定し直せば、寄与分・帰属問題はある程度解消されることになるだろう。<U>法人としての能力を評価するこの<B>「事業体モデル」</B>は、「発話困難な重度身体障がい者」だけでなく、重度障がい者にとって合理的配慮の新たなあり方のひとつといえるのではないだろうか。</U>

本研究は、2019年立命館大学大学院先端総合学術研究科に提出した博士論文「『発話困難な重度身体障がい者』の新たな自己決定概念について——天畠大輔が『情報生産者』になる過程を通して」を一部加筆したものである。

## 文献

堀正嗣, 2018, 「合理的配慮をとらえなおす——能力主義批判の視点から」『障害学研究』13: 110-124.

星加良司, 2016, 「合理的配慮と能力評価」川島聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司『合理的配慮——対話を開く対話が拓く』有斐閣, 89-106.

夏目尚, 2012, 「脱能力主義、脱近代、脱主体の思想を——重度知的障害者の施設職員と

して障害学に期待する」，堀正嗣編著『共生の障害学——排除と隔離を超えて』明石書店，198-209.

